お知らせ（1病棟）

1．入院に関する事項について

当病棟は、厚生労働大臣が定める基準による　認知症治療病棟入院料1の届け出しています。1日に9人以上の看護職員（看護師、准看護師）及び、1日7人以上の看護補助者が勤務しております。

- 朝8時30分　～　夕方16時30分（日勤時間帯）まで看護職員1人当たりの受け持ち人数は 12人以内です。看護補助者1人当たり受け持ち数は、12人以内です。
- 夕方16時30分　～　朝8時30分まで、看護職員1人当たり 14人以内です。看護補助者1人当たり受け持ち数は、28人以内です。

2．看護（付添看護）に関する事項について

当院は基準看護を行う保険医療機関であり、『入院患者の方のご負担による付添看護』は行っておりません。

3．入院食事療養について

当病棟の食事療養は管理栄養士によって管理され、適時・適温（夕食については、18時以降）の食事提供を行っています。

4．入院時寝具について

当病棟の寝具については、週1回の消毒、洗濯を行い、清潔な寝具を貸与しております。

5．保険外負担について

当病棟では一部負担金その他、健康保険法の療養に該当しない保険外負担の料金について、使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

令和　8年　4月　1日

院　長